「検討事項 □議員相互間の自由討議中心の運営

1. 考え方について

議会は、言論が議会活動の基本であること及び議会が合議制の機関であることを十分に認識し、議員相 互の言論を尊重するとともに、議員相互間の自由討議を中心とした運営に努める。

2. 福島市議会の状況

本会議においては、執行部への質問・質疑・討論を中心としており、自由討議は実施していない。

3. 参考条文、参考事例等

○茅ヶ崎市

- 第4条 (議会の活動原則) 議会は、議会活動の公正性及び透明性を確保するよう努めるものとする。
- 2 議会は、市民の多様な意見を踏まえ、充実した討議の下に議会運営を行うよう努めるものとする。
- 第5条 (議員の活動原則) 議員は、言論が議会活動の基本であること及び議会が合議制の機関であることを認識し、議員相互の言論を尊重するとともに、自由討議を推進するものとする。
- 第13条(自由討議)委員会は、議案等の審査を行うに当たり、必要に応じて委員相互間の自由討議を 行う機会を設け、議論を尽くすよう努めるものとする。
- 2 委員会の委員長は、委員会において議案等の審査を行うに当たり、委員相互間の自由討議が積極的 に行われるよう議事の整理に努めるものとする。

〇大東市

- 第3条 (議員の活動原則) 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。
- (1) 議会が言論の府であることおよび合議体であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を行うこと。
- 第 16 条 (自由討議の活用) 議長および委員会の委員長は、議会が討論の場であることを十分に認識 し、議員相互間の自由討議の機会を設けなければならない。

□議員間討議(自由討議)の規定(※条例や規則などによる規定)及び実施状況

規定状況:平成23年12月31日現在:155市/809市、19.2% 実施状況:平成23年12月31日現在:135市/809市、16.7%

※全国市議会議長会「市議会の活動に関する実態調査」より抜粋